

放射線量測定・除染の手引き

本手引きは、生活空間における放射線量の測定と、測定の結果、局所的に高い放射線量が確認された場合、除染作業を実施する際に参考としていただくためのものです。

除染の進め方

- ・コミュニティセンター（本庁管内は放射能対策室）に放射線量測定器を事前に予約します。
- ・コミュニティセンター（本庁管内は放射能対策室）で「鹿沼市放射線量測定器貸出申請書」を記載し、運転免許証等本人の確認できる書類を提示します。
放射線量測定器、「測定器の使い方」「放射線量測定・除染の手引き」、「空間放射線量の記録シート」、耐久性土のう袋及び遮水シートを受け取ります。
- ・「手引き」等を読んでから自宅の線量測定を行ない、「空間放射線量の記録シート」に記載します。
（測定の結果、本市の除染基準値を超えていない場合は、放射線量測定器、耐久性土のう袋及び遮水シートに、「空間放射線量の記載シート」を添え返却してください。）
- ・除染を行ない、線量が低下したのを確認します。
- ・埋め戻し等を行います。
- ・除染終了後の線量を測定し空間放射線量の記録シートに記載します。
- ・除去土壌等を保管します。
- ・放射線量測定器と記録シート、使用しなかった土のう袋などを、コミュニティセンター（本庁管内は放射能対策室）に返却して終了となります。

事前の放射線量測定

1 測定の方法や測定方法

東京電力株式会社・福島第一原子力発電所由来の放射性物質が、住宅周辺環境において存在しており、測定器を用いて放射線量を測ります。

(1) 測定場所

個人住宅で局所的に比較的高い線量を示す場所は、次の場所に多く発生しています。

- ・雨どいの直下
- ・屋根から直接地表面に雨水が落ちる箇所
- ・雨水の溜まりやすい箇所
- ・側溝 など

(2) 測定方法

測定器の使用方法については、放射線量測定器 使用説明書(別紙)をご覧ください。

(3) 測定値について

雨どいの下や雨垂れの所など、比較的高いと思われる箇所それぞれの空間放射線量を、6ページの記録シート記入例に基づき測定し記載します。

除染の基準値

除染を行なう空間放射線量は、地上1センチメートルの高さで、1マイクロシーベルト以上とします。

除染

1 除染の準備

除染する際は、以下に示す用具等を参考にしてください。

- ・作業時の服装：作業服、ゴム長靴、ゴム手袋、マスク、帽子
- ・必要な用具：スコップ、不透水性の袋(落葉保管用)、ガムテープ、草取り鎌、立鎌など

市からの貸出備品 放射線量測定器・測点棒

市からの支給資材 耐久性土のう袋、遮水シート

2 除染方法

除染順序は、各住宅の形状等により異なります。状況に応じて、下記の必要な項目を確認してください。

事前の空間放射線量測定

住宅の除染前に放射線量の測定を行い、線量の高い地点を把握し、除染の場所を確認して記録シートに記載します。

ほこり飛散防止のための散水

放射性物質を含んだほこり、ちり等の飛散防止のため、状況に応じて作業前にかるく散水を行います。

草刈、草の除去、落ち葉の収集

(ア)芝、草を芝生の葉と目土の一部を取り除き、測定して経過を見ます。

(イ)場合によっては、根の土ごと芝、草をはがします。

(ウ)必要に応じ、土をさらに削ります。

(エ)草や根は土を良く取り除き、枝は細かく切り、透明又は半透明のビニール袋に入れてください。

(オ)集めた落ち葉や枯れ草は、透明又は半透明のビニール袋に入れてください。

雨どいの雨水放流口周り等の削り取り

(ア)雨どいの直下の砂利を取り除き、土の削り取り(約3cm～5cm程度除去)を行います。

(イ)削り取った場所の線量が0.8マイクロシーベルト以下の数値になっているかを確認し、汚染されていない土で埋め戻します。

(ウ)線量が0.8マイクロシーベルト以下にならない場合には、再度2cmから3cm程度削り取り線量を確認し埋め戻します。

(エ)削り取った土は土のう袋に入れ、口を結んでください。

雨水枡、側溝の清掃

(ア)泥土や枯葉を取り除きます。

(イ)流水を用いて付着泥土を洗い流します。

除染後の空間放射線量測定

清掃や埋め戻し終了後、記録シートに記載します。

3 作業中の注意事項

作業中は、放射性物質を体内に取り込まないために、喫煙や飲食は屋内で行なってください。どうしても屋外で行う場合は、作業中断後、発生した粉じんが下降するまでの20分間程度は、極力避けてからにしてください。

飲食、喫煙や作業中の熱中症予防のための水分補給は、行なう前に手袋、マスク等、汚染された道具を外した上で、手洗いやうがいを行なってからにしてください。

除染終了後の放射線量測定

除染を行なった場所は除染効果の状況を確認するため、除染後埋め戻し等を行った後、再度空間放射線量を測定し記録シートに記載します。

除染した土壌等の処理

除染作業により発生する除去土等を保管する「仮置場」が確保されていない現状であり、各ご家庭の敷地内での一時保管となります。場所の選定に当たっては、人があまり立ち入らない場所で隣地等（民家など）周囲に注意し、影響がない場所を確保してください。

なお、除去土壌等を管理地以外に捨てることは「不法投棄」となりますので、絶対に行なわないでください。

1 一時保管の方法

(1) 地上保管方法

遮水シートを敷き、その上に除去土壌を入れた土のう袋や落ち葉を入れたビニール袋を置き、雨水が入らないように上からシートをかけます。(除去土壌が少量の場合は、遮水シートで包み雨水が入らないようにして保管します。)

風でシートがめくれないように、石や汚染されていない土を入れた土のうで抑えます。

一時保管場所から 1 m 離れたところに、人が立ち入らないよう安全柵等により隔離します。

(2) 埋設保管方法

穴を掘り、遮水シートを敷き、除去土壌などの入った耐久性土のう袋を置き、遮水シートをかぶせます。(水が入らないように注意)

穴を掘った際に出た土で穴を埋め戻します。

除去土壌が少量の場合は、遮水シートで包み雨水が入らないようにして穴に入れ、土をかぶせます。

埋めた場所がわかるように目印をしておきます。

覆土による放射線遮へい効果

覆土厚さ(土の厚さ)	放射線遮へい効果
5 c m	5 1 %減
1 0 c m	7 4 %減
1 5 c m	8 6 %減
3 0 c m	9 8 %減

(生活空間における放射線量低減化対策の手引き(第2版)(福島県発行)より転載)

除染終了後

放射性物質を体内に取り込まないために、以下の点を行なってください。

手洗い、うがい、シャワーを浴びてください。

手袋、マスクなど使い捨てのものは廃棄し、燃やすごみとして市指定ごみ袋に入れ収集曜日に出してください。

その他の用具類は、使用后よく洗います。

作業に使用した衣服等は洗濯して再使用することが可能です(普通の洗濯で十分です)。